

(五) 沿革、概況

(一) 最爲裕有、宇野信組合法ニ絶対反対スルコト
 (二) 沿革、概況ニ関スルコト
 (三) 沿革、概況ニ関スルコト
 (四) 沿革、概況ニ関スルコト

一、大正九年六月十五日午後六時ヨリ小石川、向崎町、石坂、長壽庵ニ於テ、
 同催集ノ席ニ博文報工務職工、牧野、西外、七名ヲ招致シテ

(一) 大進合ノ主権ヲ了解シ、社ニ於テ之ヲ公認スルコト
 (二) 同利業者ハ昨年下半期以降、非常ノ利益ヲ占メタリト云フ、然レモ今
 同ノ空期、開始ニ當リセテ、成サント云フハ不当ナリ、仍テ相者ノ昇給アルニ
 コトヲ要ス

トノニ条件ヲ提出、職工長等ハ其傳達ヲ拒ヒ、午後十時散會セリ
 一、前項ノ要正事件ニ于テ工務側ニ於テハ大進合ノ行動ヲ不承認ナシ、
 却テ職首ヲ断行シ、要正ヲ拒絶セントセリ、然レモ職工側ノ態度依然
 トシテ強硬ニシテ六月二十日ヲ期シ、全體罷業ヲ断行スヘリ、右職工ニ
 直告シ、以テ断行ヲ職工、全部ハ当日出勤セリ、他ノ職工ハ多クハ
 通告ニ背スルニシテ出勤セリ、以テ会社側ニテハ、輪轉神職工兩宮久外、五名
 ヲ解雇セリ、茲ニ於テ輪轉神職工ト大進合、輪轉トノ間ニ感情ノ疎隔
 ヲ来タシ、輪轉神職工一、空言ヲ常表シテ大進合ノ態度ヲ非難シ

一、全會中、以テ生カスルニ至リ、全此罷業、又ハ有即支所ニ報セリ
 一、全會六月二十日午後六時ヨリ小石川、向崎町、石坂、長壽庵ニ於テ
 同催集ノ席ニ博文報工務職工、牧野、西外、七名ヲ招致シテ

一、毎月日曜ニ必ズ休業セシムルハ、昨年秋々ハ獲得シ、權利ニモ拘
 ラズ、近來輪轉神職工ニ於テハ、就業ヲ強要スルノ事ナラズ、之ニ應ゼザルトキ
 ハ、皆勤手当ヲ付セザルモノナリ、ソノマシ、如斯クハ不条理、甚ダシクモナリ

一、全會七月三日午後七時ヨリ小石川、向崎町、石坂、長壽庵ニ於テ、
 同催集ノ席ニ博文報工務職工、牧野、西外、七名ヲ招致シテ

(一) 小石川、向崎町、石坂、長壽庵ニ於テ、責任ヲ遂行セザル
 二、付會長辭任ヲ通告スルコト
 (二) 今同解雇セラシタル職工等ニ對シ、各會員ヨリ、寄附金ヲ募リ、慰勞
 金ヲ贈ルコト

(三) 今同職工ヲ解雇スル場合ハ、多少トモ三月前ニ予告ヲ映、且ツ之
 産能率減退を裁、一、下ニ解雇セル様、会社側大橋理事ニ陳
 報スルコト

一、全會四月一日事務部ヲ行ハ、隔田、お二ハ、ニ移轉セリ
 一、全會五月廿九日、向崎町、石川、向崎町、石坂、長壽庵ニ於テ、
 同催集ノ席ニ博文報工務職工、牧野、西外、七名ヲ招致シテ

定午、四時散會セリ
 會中、博文報工務職工、牧野、西外、七名ヲ招致シテ、決定直ニ委員
 五名ヲ選ビ、會費及基金(二百七十円)を取、爲メ存下隔田、お二ハ、
 事務部ニ清水、代吉ヲ訪ヒタルニ、不在ニ付、後日更ニ訪向スルコト
 シ、愛護ノ上ハ、セマ小石川、区久、堅野、大前、理事、密田、金太郎、一時停
 復スルコト

一、全會六月二十三日午後七時ヨリ小石川、向崎町、石坂、長壽庵ニ於テ、
 同催集ノ席ニ博文報工務職工、牧野、西外、七名ヲ招致シテ

一、全會七月三日午後七時ヨリ小石川、向崎町、石坂、長壽庵ニ於テ、
 同催集ノ席ニ博文報工務職工、牧野、西外、七名ヲ招致シテ

一、全會七月三日午後七時ヨリ小石川、向崎町、石坂、長壽庵ニ於テ、
 同催集ノ席ニ博文報工務職工、牧野、西外、七名ヲ招致シテ